平成２７年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市北条梅原町46番地　アプリコットＫ202号
債務者　榎本ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５０号
鳥取県倉吉市森200番地
債務者　中本由紀男
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第５１号
鳥取県倉吉市森200番地
債務者　中本　広美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８１０号
広島市西区楠木町１丁目15番４－304号
債務者　斉藤　真介
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
山口県萩市大字土原98番地10
債務者　岡本　一美
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１０１号
福岡県飯塚市庄司681番地
債務者　白石　義樹
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目６番27－15号
債務者　森田　　慧
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県南九州市知覧町郡16547番地２（公営西福寺Ｃ棟４号）
債務者　郡山　一美
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４５号
秋田県大館市字長木川南340番地１、前住所秋田県大館市字鉄砲場２番地２　佐藤アパート２号
債務者　小笠原美砂
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２５４号
山梨県甲斐市大下条360－３、住民票上の住所山梨県韮崎市大草町下條中割57番地13
債務者　高橋　史子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７５号
山梨県甲府市城東４丁目12番17号　ハイム山本202、前住所山梨県甲府市向町486番地
債務者　小川　純一
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７７号
山梨県甲府市富士見２丁目１番58号
債務者　小林　光枝
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
岐阜県可児市広見２丁目18番地１　ヤンキービル206
債務者　東山　哲夫
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第６７２号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町２番地12
債務者　関　　一彦
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９５９号
京都府八幡市男山香呂１　男山団地第Ａ28号棟第406号室、住民票上の住所京都府宇治市槇島町薗場31番地の８
債務者　曽束　英章
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９６４号
京都市右京区鳴滝本町115番地　カスカータソナンテ城北101号
債務者　阪口　一夫
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７３号
京都市南区東九条北松ノ木町８番地
債務者　正木　綾華（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係